

合併協定項目 確認事項一覽

平成 16 年 6 月 15 日現在

大館市・田代町合併協議会

A群（基本項目）

1．合併の方式

田代町を廃し、その区域を大館市へ編入することとする。

2．合併の期日

合併特例法の特例措置期限である平成17年3月31日までの合併を目指す。ただし、法律が改正された場合は、改めて協議する。

3．新市の名称

大館市とする。

4．新市の事務所の位置

事務所の位置は、現大館市役所とする。現田代町役場については、住民の利便性等を勘案して、必要職員を置く総合支所方式とし、空きスペースについては、分庁舎としての活用を考慮する。

B群

7．農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- 1 田代町農業委員会を大館市農業委員会に統合する。
- 2 選挙による委員については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 田代町選挙による委員については、田代町の農地法関係業務等に支障を来すことのないよう、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項第2号の規定を適用し、大館市農業委員会の委員の残任期間、引き続き合併後の大館市の農業委員会の委員として在任するものとする。
 - (2) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条第1項の規定に基づき、合併後の大館市の農業委員会の選挙による委員の定数を22人とし、大館市の区域に4選挙区、田代町の区域に1選挙区を設けるものとする。

- (3) 選挙区ごとの定数は、平成17年3月31日現在の選挙区の選挙人の数を基に、合併後最初に執行される大館市の農業委員会の一般選挙までに定めるものとする。

C群

11. 条例、規則等の取扱い

原則として大館市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて所要の改正等を行うものとする。

D群

12. 議会の議員の定数及び任期の取扱い

1. 田代町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第2号の規定を適用し、大館市の議会の議員の残任期間、引き続き合併後の大館市の議会の議員として在任するものとする。
2. 合併後の両市町の議員報酬は現行どおりとする。
3. 合併後最初の一般選挙の取り扱いについては継続協議中

G群

23-3. 電算システム事業

電算システムの統合に当たっては、下記の点に留意しながら、住民サービスの低下を招くことなく、合併期日に安全かつ確実に稼働できるよう調整するものとする。

住民生活に影響が及ばないように十分配慮する。

システム統合にかかる改修の量及び経費は、極力抑えるように配慮する。

地域情報化の推進、電子自治体の実現等の課題に適時、的確に対応する。